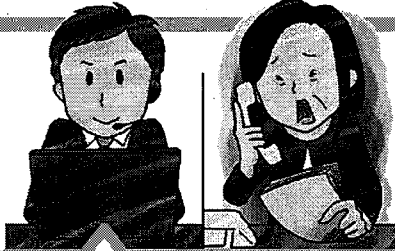


# 11 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは  
内閣府が設置している政府共通の  
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関するお問い合わせ ● 広告・宣伝に関するお問い合わせ
  - 消費税の総額表示に関するお問い合わせ ● 便乗値上げに関するお問い合わせ
  - 軽減税率に関するお問い合わせ ● 価格設定ガイドラインに関するお問い合わせ
  - センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。
- ※消費税法改正の内容（適用される税率等）に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

御相談は専用ダイヤル又はメール（HP上の専用フォーム）を御利用下さい。

**専用ダイヤル：0570-200-123**

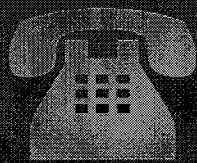
【受付時間】9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール（HP上の専用フォーム）

（24時間受付）

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問い合わせ先  
【一覧】

消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

財務省主税局税制第二課

03-3581-4111（代表）

価格設定ガイドライン総論・広報

内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室

03-3539-2907

転嫁を阻害する表示の是正

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

ポイント還元

経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室

03-3501-1511（代表）

転嫁拒否等の行為の是正

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室

03-3581-5471（代表）

中小企業庁消費税転嫁対策室

03-3501-1511（代表）

宣伝・広告（「消費税還元セール」、「今だけお得」等）

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

総額表示義務の特例

財務省主税局税制第二課

03-3581-4111（代表）

景品表示法の適用除外

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

便乗値上げ

消費者庁消費者調査課

03-3507-9196

転嫁カルテル・表示カルテル

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室

03-3581-5471（代表）